

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 152,427 千円  
 うち 社会保障財源化分 66,992 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 399,536 千円  
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	282,782	174,748	12,000	0	96,034	40,167
		小計	282,782	174,748	12,000	0	96,034	40,167
	児童福祉	児童福祉費	68,810	30,763	16,000	13	22,034	9,216
		母子父子福祉費	4,944	1,743	0	0	3,201	1,339
		小計	73,754	32,506	16,000	13	25,235	10,555
	合計	356,536	207,254	28,000	13	121,269	50,722	
衛生費	保健衛生	保健対策費	19,835	417	0	2,506	16,912	7,074
		予防費	23,165	1,176	0	0	21,989	9,197
		合計	43,000	1,593	0	2,506	38,901	16,271
総合計			399,536	208,847	28,000	2,519	160,170	66,993

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分